

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

常陸大宮市

2 構造改革特別区域の名称

常陸大宮市福祉有償運送セダン型車両特区

3 構造改革特別区域の範囲

常陸大宮市の全域

4 構造改革特別区域の特性

常陸大宮市は、平成 16 年 10 月 16 日に大宮町・山方町・美和村・緒川村・御前山村の 5 町村が合併して誕生した。本市は、茨城県北西部の中山間地域に位置し、北は久慈郡大子町、東は常陸太田市、南は那珂市及び東茨城郡城里町、西は栃木県那須郡那珂川町及び那須烏山市、芳賀郡茂木町とそれぞれ接し、県都水戸市に約 25 km、首都東京に約 120 km、常磐自動車道那珂インターチェンジに約 14 km の距離にある。

面積は、東西約 20.8 km、南北約 26.4 km におよぶ 348.38k m²で、茨城県内で 2 番目の大きさである。人口（表 1）は、49,142 人（平成 17 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳）で、うち 65 歳以上が 12,935 人であり、高齢化率 26.32% と年々高齢化が進んでいる状況にある。

身体障害者手帳登録者数は、1,590 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）で、前年より 16 人減少している。

本市の交通網は、水戸市と郡山市（福島県）を結ぶ JR 水郡線国道 118 号が地域東部を南北に走り、南部を東西に国道 123 号、また、南東部から北西部にかけて国道 293 号が走っている。これらを中心として、主要地方道 7 路線、一般県道 17 路線が縦横断している。しかし、市北西部の山間部は、主要県道はじめ道路の整備が遅れており、交通利便性に恵まれているとはいえない。また、この地域は路線バスが運行されているが利用者が少なく、その維持管理が困難な状況となっている。

表1 高齢者人口の推移

調査年月日	人口(人)	世帯数	65歳以上	高齢化率(%)
平成14年10月1日	49,885	16,284	12,780	25.62
平成15年10月1日	49,536	16,378	12,858	25.96
平成16年11月1日	49,382	16,534	13,148	26.63
平成17年4月1日	49,142	16,580	12,935	26.32

(住民基本台帳調べ)

(1) 移動制約者の状況

介護保険の要介護・要支援認定者

平成17年3月31日現在の要介護(要支援)認定者数(表2)は、1,694人で高齢者人口の13.1%、うち居宅介護(支援)サービス受給者数(表3)は、976人、高齢者人口の7.5%、施設介護サービス受給者数(表4)は、385人、高齢者人口の3.0%である。

要介護・要支援認定者のうち、要介護3～5の認定を受けている683人の大部分は、外出時に福祉車両による移送が必要な移動困難者であると推定される。また、要支援～要介護2の認定を受けている1,011人の大部分は、福祉車両は必要ないものの、単独でのバスや電車等の公共交通機関を利用しての外出することが難しい移動困難者であると推定される。

表2 要介護(要支援)認定者数 平成17年3月31日現在(単位:人)

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	131	594	261	231	197	237	1,651
65歳以上75歳未満	18	72	33	36	20	41	220
75歳以上	113	522	228	195	177	196	1,431
第2号被保険者	2	14	9	8	5	5	43
総数	133	608	270	239	202	242	1,694

表3 居宅介護(支援)サービス受給者数 平成17年3月31日現在(単位:人)

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	79	430	165	141	72	64	951
第2号被保険者	1	11	5	4	2	2	25
総数	80	441	170	145	74	66	976

表4 施設介護サービス受給者数 平成17年3月31日現在(単位:人)

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
第1号被保険者	227	95	53	375
第2号被保険者	6	2	2	10
総 数	233	97	55	385

身体障害者

平成17年4月1日現在の身体障害者手帳の所持者数(表5)は、1,590人、うち移動制約者となる視覚障害者は、135人、また移動制約者となり得る肢体不自由者は、929人の多くがバスや電車などの公共交通機関を利用して外出することが難しい移動困難者であると推定される。

視覚障害者や内部障害者の大部分は、福祉車両による移送は必要としないが、一人で公共交通機関を利用することは困難であると推定され、セダン型の車両を利用した福祉有償運送による移送の充実が望まれる。

表5 身体障害者手帳交付状況 平成17年4月1日現在(単位:人)

等級	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	音声言語障害	肢体不自由	内 部 障 害	計
1	61	2	0	188	217	468
2	27	59	0	229	1	316
3	15	19	15	159	62	270
4	5	30	6	193	76	310
5	14	0	0	103	0	117
6	12	33	0	37	0	82
計	135	147	21	929	358	1,590

知的障害者

平成17年4月1日現在の知的障害者療育手帳の交付者数(表6)は、313人である。知的障害者の中には、公共交通機関の利用方法などが理解できない方もあり、また介護者や環境が変わることなどによってパニックに陥る者も多い。そのため、移送に際しても環境が変わらないように、本人を良く理解している特定の運転者によるセダン型の車両を利用した福祉有償運送が望まれる。

表6 知的障害者療育手帳交付状況

平成17年4月1日現在(単位:人)

18歳未満				18歳以上				計
最重度	重 度	中 度	軽 度	最重度	重 度	中 度	軽 度	
8	18	14	13	51	101	76	32	313

精神障害者

平成17年4月1日現在の精神障害者福祉手帳の所持者数(表7)は、73人である。精神障害者の中には、公共交通機関の利用が困難であり、何らかの支援を必要とする移動制約者と推定される。

表7 精神保健福祉手帳交付状況

平成17年4月1日現在(単位:人)

等 級	1 級	2 級	3 級	計
人 数	18	37	18	73

(2) 公共交通機関の状況

市内の公共交通機関としては、JR 水郡線が南北に縦貫し、市内に6駅があるほか、茨城交通による路線バスが JR 常陸大宮市駅から美和地域を結ぶ2路線(大宮・長沢・高部線、大宮・白谷・高部線)、緒川地域を結ぶ1路線(大宮・上小瀬線)、常陸太田駅間の1路線(常陸太田・大宮線)、水戸駅間の1路線(水戸・大宮線)、JR 水戸駅から御前山地域を結ぶ1路線(水戸・長倉線)、栃木県那須烏山市営バスとの共同運行による JR 烏山駅から美和地域を結ぶ1路線(烏山駅・高部線)が運行されている。しかし、マイカーの普及や過疎化の進行によって利用者が年々減少したことより、廃止路線の増加や運行本数が大幅に減少し、身近な「住民の足」となる交通体系の整備が求められている。

また、バス路線のない地域においては、市内のタクシー会社「大宮タクシー」、「茨城通運大宮ハイヤー」、「山方ハイヤー」、「美和タクシー」、「御前山タクシー」等を利用している。こうした状況から、生活の足となる公共交通機関を維持するとともに、市内移動の利便性確保が課題となっている。

(3) 福祉車両の状況

本市と契約する福祉タクシーには、平成16年度約1,000人が21,000回程度の利用があり、同利用券の契約業者は15社あるが、利用の約80%を占める市内のタクシー5社（大宮タクシー、茨城通運大宮ハイヤー、山方ハイヤー、美和タクシー、御前山タクシー）には、リフト付の福祉車両が1台しかない。このような情勢から常陸大宮市社会福祉協議会では、車いす利用者及び介護を必要とする歩行困難者を対象に通院介助や買い物等の外出支援のため、福祉車両7台（車いす/ストレッチャー兼用1台・車いす/リフト兼用3台・回転シート/リフト兼用3台）を配備し、送迎を行っている。

5 構造改革特別区域計画の意義

常陸大宮市は、森林原野面積が60%を占める中山間地域にあり、狭隘な道路も多く、マイカーの普及や過疎化の進行に伴って、バスの廃止路線の増加や運行本数の大幅な減少により、生活の足となる交通の不便地域が多い状況にある。

このような現状の中で、福祉車両は必要ないものの、単独での公共交通機関を利用しての外出が困難な高齢者や障害者などに対して、社会参加の促進と地域で安心して生活できる地域福祉サービスの充実を図るため、セダン型車両を利用した輸送サービスが有効であると考えられる。

その手段として、市社会福祉協議会が主体となり、福祉ボランティア協力員の民間活力による協力を得て、福祉車両からセダン型の車両に拡大をし、移動制約者が健常者と同じように移動できるような体制を推進することによって、外出を諦めて家に閉じこもる傾向にあった高齢者などは、セダン型車両による外出支援を行うことで、生活に楽しみを取り戻し、介護予防につながる効果が期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

市では、一般の公共交通機関の利用が困難な障害者や高齢者などが、各種福祉行事への参加、医療機関に通院、公共機関の利用に係る交通手段を確保する際のタクシー料金を一部助成する「福祉タクシー利用料金助成事業」を実施してきたが、利用金額や回数に制限があるため、必要とする外出支援の全てが満たされているとはいえない状況である。また、高齢化の進行などにより、外出支援者が増えており、行政の施策だけでは十分な対応が困難な状況となっている。このようなことから、常陸大宮市福祉移送サービス協力員の民間活力による地域福祉の充実を図ることにより、これらを支える地域の住民がお互いに助

け合う協力体制が醸成され、社会福祉協議会や福祉関係団体との連携強化にもつながり、民間活力による地域活性化の実現に結びつくものと考えられる。

そのため、行政とボランティア移送団体が協力して、移動制約者の外出支援を推進し、健常者と同じように外出できるような、安心と生きがいの持てる体制づくりを目指すものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区に及ぼす経済的社会的効果

NPO法人等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大していくことにより、福祉や医療のサービスが今まで以上に受けやすくなるだけでなく、これまで諦めていた余暇活動や地域活動への参加も可能となり、移動制約者の社会参加が促進され、高齢者の介護予防効果や社会的入院の減少及び家族の介護負担の軽減が図られる。

また、福祉移送サービスによる外出支援の実施に伴い、ボランティア団体等の活動が促進され、移動制約者についても移動範囲の拡大による買い物をする機会が増大するとともに、介護に携わってきた家族の者も就労可能となり、地域における経済効果が見込まれる。

8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域計画において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 福祉タクシー助成事業

平成17年度から新制度により、高齢者や障害者等に対し、居宅と医療機関及び公の施設等との間の送迎を支援するサービスを実施するため、タクシー料金の助成券を発行し、外出の際の利便を図る。

内 容

高齢者等が、各種福祉行事への参加や医療機関に通院する場合又は公共機関の利用に係る交通手段を確保する際のタクシー料金を一部助成している。

利用限度は、月4回/年間48回(片道を1回ととする)まで

対 象 者

一般の公共交通機関の利用が困難又は下肢が不自由な方で、次の何れかの条件を満たす方。

- ・満 65 歳以上の方
- ・身体障害者手帳の交付を受けた方
- ・療育手帳の交付を受けた方

利 用 実 績

利用券交付状況及び助成状況は、表 9 参照。

契 約 業 者

15 社（うち本市にあるタクシー事業所は、5 社）

表 9 福祉タクシー利用実績（平成 16 年度）

区 分	福祉タクシー利用券
交 付 枚 数（枚）	95,045
利 用 枚 数（枚）	20,954
助 成 額（円）	18,138,000

（ 2 ） 障 害 者 支 援 費 支 給 制 度 に 基 づ く 移 動 介 護 事 業

平成 15 年 4 月から開始された、身体障害者、知的障害者、障害児に対する利用者本位の福祉サービスの居宅介護事業において、介護保険制度にはない「移動介護」制度があり、この制度は、全身性障害者、視覚障害者、知的障害者、障害児の外出支援を目的としているものである。

内 容

通勤、通学を除き、外出が必要なときに移動介護ができるホームヘルパーを派遣する。

対 象 者

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者

費 用

利用者及び扶養義務者の所得状況により個々に算定。

(3) 在宅福祉サービスセンター運営事業

高齢者や障害者などがいる家庭に対し、適切な家事・介助等の援助を非営利的に行う在宅福祉サービスセンター運営事業の一つとして「外出サービス」があり、その家庭の身体的・精神的負担の軽減を図り、高齢者や障害者等の移動制約者などが、地域で安心して生活できるようその福祉の向上を図るとともに、住民の福祉活動への参加を促進させ、もって参加型福祉社会の形成を目指すことを目的に、社会福祉協議会への委託事業として、福祉移送サービス協力員のセダン型車両により、外出・通院等の際の付添及び移送サービスを実施している。

常陸大宮市としては、福祉有償運送に使用する車両を拡大したうえで、団体に対して道路運送法第80条第1項の許可を申請するよう促す予定である。

内 容

福祉移送サービス協力員のセダン型車両により、外出・通院等の際の付添及び移送サービスを行う。

対 象 者

高齢者及び障害者等の移動制約者

費 用

1時間当たり / 500円

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特別区域内で活動する常陸大宮市福祉有償運送協議会においてセダン型等の一般車両を用いて輸送サービスが認められた社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 運営主体

常陸大宮市内で活動を行う社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が常陸大宮市

(3) 事業により実現される行為

輸送主体が、セダン型等の一般車両を用いて、要介護（要支援）認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の移動制約者であって、あらかじめ運営主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、有償で送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度から一定の条件のもと許可されることとなったNPO法人等による福祉有償輸送だが、福祉車両が高額なため配備することが困難なことから、社会福祉法人、NPO法人等が申請することができない厳しい状況にある。移動制約者は、福祉車両も用いているが、車いす等の補装具を利用しなくても

よい視覚障害者や知的障害者等にとっては、一般車両によりサービスを提供することが適しているため、福祉有償運送の運行車両を拡大し、移動制約者の外出の機会を増やし地域の活性化に繋げるよう対応を改善しようとするものである。

(1) 常陸大宮市福祉有償運送運営協議会の設置

常陸大宮市における社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人による福祉有償運送の必要性や、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、関係機関による常陸大宮市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会は常陸大宮市が主宰し、運営協議会の事務局は、常陸大宮市保健福祉部福祉課に置く。

運営協議会の委員は、次に掲げる者から市長が委嘱又は任命する。

- ・ 学識経験者
- ・ 関東運輸局茨城運輸支局長の指名する当該運輸支局職員
- ・ タクシー事業者等の交通機関の代表
- ・ 福祉有償運送利用者の代表
- ・ 福祉移送サービス協力員の代表
- ・ 福祉有償運送実施団体の代表
- ・ 常陸大宮市職員（保健福祉部）

運営協議会の開催

- ・ 協議会は、会長が招集し、議長を務める。
- ・ 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催できない。
- ・ 協議会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数の場合には、議長が決定する。
- ・ 会長は、必要があると認められるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

運営協議会の事務局

- ・ 運営協議会に関する事務は、常陸大宮市保健福祉部福祉課において処理する。

(2) 運送主体

当該輸送の確保については、市町村長から具体的協力依頼を受けた、社会

福祉法人・NPO法人等の非営利法人で、運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

(3) 運送の対象

会員として登録された次に掲げる者及びその付添人。

- ・介護保険法（平成9年法第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

(4) 使用車両

以下の条件を満たす福祉車両並びにセダン型等の一般車両とする。

使用権原

運送主体が使用権原を有している車両、又は、運転者等から提供される家用自動車で以下の条件を満たす車両。

- ・運送主体と、家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、次のとおり表示すること。

- ・「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字
- ・文字はステッカー、マグネットシート等による横書きとし、自動車の両側面に行う。

自動車登録簿の作成

運送主体は、使用する自動車の形式、自動車登録番号及び初年度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理する。

(5) 運 転 者

自動車免許の種別及び講習等

普通第二種免許を有することを基本とする。普通第二種免許を有しない場合は、運営協議会の意見を踏まえ、以下の条件などにより有償運送に十分な能力及び経験を有していると認められた者とする。

- ・申請日前一定期間運転免許停止処分を受けていない者。
- ・茨城県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者。
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者。
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者。
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者。

運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

運送主体として、乗降介助時の事故に対応する保険に加入していること。

(7) 運送の対価

一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を

勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1を目安とする。

(8) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の完全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が、明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。